

ケアプランわらび園
居宅介護支援運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会が設置するケアプランわらび園（以下、本事業所という。）は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を送れるよう支援するとともに、介護が必要な利用者に対して、介護相談、介護計画等の援助を行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 本事業所は、前条の目的を達成するため次の事項に留意して事業活動を展開するものとする。

(1) 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。

(3) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行うこと。

(4) 関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めること。

(所在地)

第3条 事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。

所在地 新潟県長岡市浦3060番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所に次の従業者を配置し、その職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤、介護支援専門員と兼務）

管理者は、主任介護支援専門員であって、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員のうち1人は常勤とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月31日から1月3日）を除く日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで
ただし、上記営業日、営業時間以外の時間は、電話等により24時間連絡がとれる体制を確保するものとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護者等の相談
- (2) 要介護認定申請の便宜
- (3) 居宅サービス計画の作成
- (4) サービスの実施状況の継続的な把握・評価
- (5) 介護保険施設の紹介等

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は、次の方法によるものとする。

(1) 居宅サービス計画の作成は、本事業所に所属する介護支援専門員が行う。
(2) 利用者の相談を受ける場所、使用する課題分析票の種類、サービス担当者会議の開催場所等は次によるものとする。

① 利用者の相談を受ける場所 居宅介護支援事業所相談室や利用者の居宅等において行う。

② 利用する課題分析票の種類 MDS-HC

③ サービス担当者会議場所 原則として利用者宅で行う。

ただし、必要に応じて居宅サービス事業者等で行う。

④ 居宅訪問頻度 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後、サービスの提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。これ以降は、利用者の状態が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供されている場合、介護サービスの目標の達成を確認できるような頻度で訪問する。なお、これに関わらず利用者の状態や介護サービスに対する希望、要介護度等に変動があった場合は、利用者の状態を把握できるよう、必要に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(3) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

① 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。

② 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利

用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。尚、課題分析は、原則、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。

③ 利用者や家族の希望、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。これを、原案に位置づけられた居宅サービスの提供担当者を召集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービスの原案を修正する。

④ ③により作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。

⑤ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。

⑥ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類もしくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。

⑦ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。

(4) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に努めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図ることとする。

(5) 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

(6) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図る。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅介護支援サービスの提供に伴う費用の額は次のとおりとする。

要介護認定申請支援、居宅介護サービス計画作成費については、被保険者の負担はないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は次のとおりとする。

長岡市、小千谷市

(法定代理受領サービスにかかる報告)

第10条 毎月、市町村に対して居宅サービス計画における法定代理受領サービスに関する情報を文書で報告するものとする。

(介護予防支援業務の受託)

第11条 指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務を受けるにあたっては、その業務量等を勘案し、当該事業が適正に実施できるよう配慮する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

(1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事業者の攻めに帰すべき事由により、損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償する。

(虐待の防止)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止の為の研修会を定期的開催する。

(4) 前3号に定める措置を適切に実施する為の担当者を置くものとする。

事業者は、虐待が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村等が行なう虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね6か月に1回開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修会及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて計画の変更を行なう。

(苦情処理等)

第16条 事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

(1) 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(2) 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行なう調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行なうものとする。

(3) 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(4) 事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者に対し必要な援助を行なうものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第17条 居宅介護支援事業に従事する者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。また、サービスを利用させることの代償として、居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(1) 居宅介護支援事業に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従事者としての雇用関係が終了した場合もこの秘密の保持を継続するものとする。

(2) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は当該利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第18条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 2 居宅サービス計画

- 3 アセスメントの結果記録
- 4 サービス担当者会議等の記録
- 5 モニタリングの結果記録
- 6 利用者に関する市への通知に係る記録
- 7 苦情の内容等に関する記録
- 8 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 9 その他指定居宅介護支援に関する諸記録

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成18年5月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この改正規程は、令和元年12月25日から施行する。

附則 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。